

## 第3回長野県多文化共生推進指針改定検討会 議事録

日 時：令和元年（2019年）9月13日（金）  
時 間：午後1時30分から午後3時30分  
場 所：長野県庁議会棟 3階第1特別会議室

### 1 開 会

#### ○春原企画幹

本日はお忙しい中、「第3回長野県多文化共生推進指針改定検討会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから検討会を開催いたします。司会は事務局であります国際課の春原が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の日程でございますが、お手元に配布してございます次第に従いまして進めてまいります。終了は3時30分を予定しておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事に入りたいと思います。これより進行を山脇座長にお願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

### 2 議 事

#### （1）平成30年度・令和元年度外国人医療対策委員会中間答申等について

#### ○山脇座長

皆さん、こんにちは。それではこれより議事に入っていきたいと思います。

本日、第3回目となります。今までの検討会で出されたご意見などを踏まえて、本日は多文化共生の新しい指針の改訂の方向性について議論を深めていきたいと思います。

議論に先立ちまして、関連分野についての理解を深め、その後、皆様からご意見をいただきたいと思います。

まず初めに、「（1）平成30年・令和元年度外国人医療対策委員会中間答申等」の日本医師会の資料について飯塚様からご説明をお願いしたいと思います。

続けて、その後、事務局から県内の医療をめぐる状況についてご報告をいただきたいと思いますが、

それでは飯塚様、よろしくお願いいたします。

#### ○飯塚様

長野県医師会の飯塚です。よろしくお願いいいたします。

皆様のお手元に、資料1という、少し厚い資料ですが、20数ページにわたる資料が配布されております。そちらをご覧いただきながら、お聞きいただければと思います。

日本医師会では、外国人医療対策委員会というものを立ち上げまして、その医療に関する検討を、行っているところです。2枚目の用紙を見ていただきますと、渋谷委員長がこの委員会の委員長を務めて、日本医師会の横倉義武会長から諮問を受けまして3回の委員会を開催し、その中間にこの答申を出したということでございます。

中間答申ですので、正式なものは、日本医師会では令和元年度中に出したいということですが、もうしばらくかかるかもしれません。中間のものを少しご説明させていただきます。

この2枚目の用紙の裏側に、この委員会の委員の名簿が載っております。ほとんど医療関係者ということになります。3枚目の用紙に目次と書いてありますが、大きく分けますと、1番、共通というんですね。それから(2)のところは訪日外国人と、(3)ということで在留外国人という構成になっております。それぞれの項目について、その目次にどういったことが書かれているかが記載されております。

全体に関しまして、少し簡単に説明をさせていただきますので、1ページ目、23分の1と書いてあります1ページをご覧いただきたいんですが、そこに全体図というのが書いてあって、少し字が小さくて申し訳ないですけども、これはちょっとカラーでないと思っらいとは思いますが、右上のところは訪日外国人に関するもの、それから共通のもの、それから在留外国人に関するものというのは少し色分けしてあるので、それに沿ってこの全体像の中でも項目が色分けしてあるということをやっております。

共通というのは、大体、真ん中のところに載っていますが、日本の医療提供体制の周知ということで、なかなか、この訪日外国人の方、あるいは在留の方々、日本の医療というのがどういうふうになっているかということは、十分理解している方はそれほど多くはないわけで、そういうものを皆さん方に周知するにはどうしたらいいかということ、ここで検討をしていくということになります。

やはり言葉の問題と、あるいは文化の違い等がございますので、そういうことを十分知ってもらおうということが大事になってくるということですが、その下のほうに、外国人受け入れ医療機関リスト一本化と書いてあります。これは、後ほどお話があると思いますが、日本の医療機関が、どういうところが外国人を受け入れているかというようなことをリスト化しているんですが、それぞれの組織に統一されたものがございませんので、それぞれの組織、幾つかありますが、そういったものを統一したリストを作ったらどうだということで、今、その委員会の検討を重ねていて、国のほうにも提言をして、将来出したいということでございます。

これにつきましては、また、後ろのほうに細かく書いてございますので、また後ほど、目を通していただければいいかと思います。

ちょうど真ん中のその段のところに、ワンストップ窓口と書いてございますが、国は全国的に共通するその都道府県ごとにワンストップ窓口というものを設置したいというふうに考えているわけなんですけれども、医療の問題に関して、こういうことが起きたらどういふところに相談したらいいだろうかというようなことがまだ明確にできていませんので、

各都道府県の中で、このワンストップ窓口、医療に関するワンストップ窓口として、その訪日外国人が、あるいは在留外国人の方々が活用できるようなものをつくりたいと考えているようです。

ただ、これも、とてもよく利用される窓口かという、決してそういうものではないので、委員会の中でも47都道府県全部にそのワンストップの窓口をつくる必要があるかどうかということも検討しているようで、ブロックごとにその47ではなく、もう少し少ない数でもいいから、利用できるような窓口をつくってはどうかというような意見もあるようでございます。

それから、その下に人材育成と書いてありますが、今、医療通訳をしてくれる方とか、それから外国人の患者さんを受け入れるために、医療コーディネーターというようなものも養成していかなければいけないというような、通訳はいろいろな言語がございますので、それに精通した人を育て、もちろん、それぞれの言語に対応したその文化についても学んでもらうということにして、医療コーディネーターに関しては、この方々が言葉もきちんとしゃべれるような、通訳もできるような人を選ぶかどうかというのは、これも委員会の中では意見が分かれているところですが、医療通訳は医療通訳で必要ではあるかと、医療コーディネーターは言語までは理解していなくても、医療に関する仕組み、そこをちゃんとコーディネートできる方が養成できればいいのではないかと、医療通訳と医療コーディネーターと二人揃えば、それでこと足りるのではないかというような考え方もあるようであります。

それから右側の縦の欄のところ、これまた共通のところ、地域における外国人医療対策協議会の設置、こういう協議会を各都道府県に設置をして、その外国人の医療に関する検討できる場をつくったらどうか、という意見が出ているようであります。

それから、その下には感染症対策と書いてありますが、やはり人の行き来が頻繁になってきますといろいろなその感染症、日本にないような感染症も入ってくるということがございますので、感染症が日本の国の中に入ってきたらどういう対応をするか、例えば長野県の場合、そういうものが入ってきたときに、どの医療機関がそれをまず診るかというようなことも仕組みとしてできていくわけです。それはやっぱり各都道府県でそういう仕組みをつくって行って、その手順をきちんと、ふだんから練習をして、訓練をしてできるようにしておきましょうということになるわけですね。この前も長野市保健所がそういったような訓練をしておりましたけれども、それと同じような事も含めて、各都道府県の中でも、この感染症対策にも取り組んでいった方がいいという結果も出ております。

上の方にいって、これは訪日外国人の項目になるわけですが、この我々の委員会は、どちらかという和在留の方がその話し合いをするというような場だと思うんですが、一応、この訪日外国人の方ももちろんいらっしゃるわけです。これに関しては、旅行保険の加入の勧奨、これ、どういったものかというの、非常に様々な保険がございますので難しいところではございますが、こういったものに入っていない人が大勢いるわけですが、なるべく大勢の方にこういう保険に入ってもらおうと。ただ、入っても、例えば、訪日外国人の方、日本に来て病気になって、医療機関にかかってこの保険を使うという場合にも、実際にはやはり保険ですので、かかったお金は、まず最初に自分が払わなければならないというシステムが大体できていますので、あとから保険がそれをバックアップして

いくということになるんですけれども、そういうところも含めて、どういった保険がいいのかというようなことも、ここで話し合われているようです。

それから円滑な支払いの支援というのがこの欄にございますが、今、医療機関においてもキャッシュレスを導入しているところがあるんですけれども、そういったことも含めて、なるべくその支払いが滞らないようなシステムをつくっておこうと。ですから、医療機関にかかって、緊急の場合はなかなか難しいかもしれませんが、その医療機関が、自分のところはどのようなシステムで支払いをしてもらうようになっているのかとか、あるいは、この病気で医療を受けた場合に、おおよその医療費がどのくらいになるかというようなことを事前にきちんと説明をして、かかってもらって、支払いをしてもらうというようなところまで、システムをきちんとつくっておかないと、やはりどうしても、払いきれないとか、払わないで帰ってしまうという方が出てくるということがあるようですので、そういうところも含めて、この支払いの円滑な行いを支援していこうということになります。

空港に近いような医療機関ですと、年間、やはり1,000万円を超えるような未収金というのが出てきているのが、今、現実ですので、そういうところも含めて、この未収金問題、この右の上の方に書いてありますが、これもこの医療機関が全部抱え込むのではなくて、各都道府県が補てんをしてくれたり、国が補てんしてくれるというようなシステムも含めて、全国共通のものを考えていってはどうかということをご話し合っているようでございます。

在留外国人に関しては、下のほうにちょっと濃く塗られている項目がありますけれども、まず左下のところに健康保健の加入を進めましょと、日本は大変いいシステムが、皆保険というシステムがございますので、それをやはり在留外国人の方々に周知して、それで入れる方は入ってもらうということが必要になってくる。もちろん日本人でも入っていない人がいてトラブルになる場合はあるんですけれども、そういったことも含めて、やはりなるべく、その皆さん方にも日本の医療保険制度に加入してもらうということが大事だろうというのが第1点です。

そこで気をつけなければいけないのは、健康保険に加入する人の名称、名前というのは、我々だと例えば飯塚康彦という、こういうシステムがきちんとできていて、ほかの名前があるというようなことはありませんけれども、外国人の場合には通称というのを使っていらっしゃる方がいますので、そういうこともきちんと同時に載せるのかとか、通称だけでいいのかと、そういうところも含めて、やはり検討を重ねる必要があるということです。

住民票というのは通称がいいんですか、そういうようなシステムがあるので、何か通称が使えるシステムと使えないシステムと両方があるんだそうですので、そういうところもきちんと、健康保険に加入する場合には統一したものをつくる必要があろうかと。

それから日本の健康保険、日本人の場合も、人様のものを使ってかかってしまうなんていう、写真が載っている保険証というのはありませんので、それが本当に利用している人が本人なのかどうかというのはわからない場合もありますので、在留外国人の方の場合もそういうことがきちんと、間違いがないかどうかということまで、皆さんと検討していただければいけないだろうということだそうです。

真ん中に保険の適用についてというのがございますけれども、日本の皆保険というのは

便利なものではあるんですけども、深くその内容について知っている人というのは、医療を行っている我々でもわからないくらい難しいシステムができておりますので、それはやはり受診する方々に、これは健康保険でみることはできるけれどもこれはだめなんだよとか、そういうところまで、やはり周知するシステムをきちんと構築しておかなければいけないだろうと。

それから問診票の統一と、これ書いてありますが、やはり我々医療者は、病気を抱えた方々が医療機関に来ますと、どういうことで来たのか、どういうところがいつから具合が悪いとかというようなことも含めて、あるいは、今までどういう病気にかかりましたとか、家族歴はどうですかということを書いて診察に入っていくわけですが、その入口のところスムーズに行っていないと、なかなか次のステップに進んでいけないということがありますので、それをどなたが利用しても、ふつう日本人がかかるような時間の経過で問診ができるように、システムをつくる必要があるだろうということでございます。

最後に右下のところに訴訟リスクというのを書いてございますけれども、これはなかなか難しい問題ですが、旅行保険なんかを使って医療をする場合、行った医療が間違っているのかどうかということ、あとで裁判になることがあるんですが、外国の旅行保険に入っていると、向こうの裁判所で裁判が行われるというようなシステムができ上がってしまうことがあると、日本ではこういったような裁判であればどうということはないけれども、向こうで裁判になると、後々、とても大変だというようなことが出てきて、ここに、1つ目のボツのところは裁判籍を日本とする契約条件をきちんと決めておかないと、非常に後で大変なことになるということが、いま現在、それほど多くはないんですけども、あるということなので、この辺はきちんと決めておく必要があるだろうというようなことが書かれています。

以上、簡単な説明ではございますが、こういったことがこの2ページ以降、また細かく書いてございますので、皆さん方で、また後ほどお目通しをいただければありがたいかと思っております。先ほど申しましたように、まだ完全な方針が出ていませんので、これが年度末になれば、もっとしっかりしたものができ上がるかということで、また、次回ご紹介できればいいかなと思っております。以上でございます。

#### ○山脇座長

どうもありがとうございました。それでは、続けて県内の医療の状況についても、簡単に事務局からご説明いただきたいと思っております。

#### ○根橋国際課長

長野県国際課長の根橋でございます。よろしくお願いたします。それでは座ってご説明させていただきます。

資料2をご覧いただきたいのですが、まず全国の状況ということでご説明をさせていただきます。

これは昨年12月の国の総合的対応策を受けまして、厚生労働省、観光庁の連名で出された通知でございまして、全国的に作業を進んでいるものでございます。現在、ここにありますとおり、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関を選出することが全国で行

われています。その中で、特に外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関については、都道府県で1カ所以上、外国人患者を受け入れ可能な医療機関、診療所ですとか、歯科診療所を含めますけれども、こういったものについては、全ての二次医療機関、二次医療圏について1カ所以上、長野県ですと地域振興局管内ごとに1カ所以上ということになりますけれども、こういった作業が全国的に行われておりまして、今年中に、全国でこういった病院が発表される予定ということになっております。

これにつきましては、厚生労働省でここに指定された病院に対する補助制度をつくられておりまして、例えば、先ほど飯塚先生の方からお話がありましたコーディネーターの設置にかかる経費に対する補助制度ですとか、通訳、電話の通訳について導入された医療機関に対する補助制度、そういったものが国としては対応策として出ているところでございます。

あと、ペーパー等はございませんけれども、長野県の県立病院の状況について、若干、ご説明申し上げます。長野県内、県立病院、5つございますけれども、私どものほうで聞き取りをさせていただきましたところ、例えば通訳が必要な場合につきましては、長野県国際化協会、ANPI（アンピ）ので通訳・翻訳登録制度というのがございますが、そこに紹介をお願いをしている病院もあつたり、病院によりましてはポケットクですとか、翻訳アプリを使っているような病院もあると。また、今年度から医師賠償責任保険というものに病院の方で入られているそうですが、その医師賠償責任保険に付帯されております電話医療通訳サービスというのがあるそうでございまして、その電話医療通訳サービスを使うような形を、お医者さん方に広く、お話を申し上げまして、必要であれば、そちらの方を使うようにというような形で計画をしているところもあるようでございます。

そのほか、この検討会でも私のほうからご説明させていただきましたけれども、長野県のホームページでも、長野医療情報ネットのところで、県内医療機関の多言語の状況について照会をしております。15言語で1,608機関の病院で多言語対応ができますということで発表されております。ただし、やはり英語、中国語、あとドイツ語が中心でございまして、この3言語でほぼ7割から8割程度となりますので、やはり言語的なそういう偏りというのはあるかというふうに思っております。以上でございます。

#### ○山脇座長

ありがとうございます。それではただいまのお二人のご報告に関しまして、もしご質問があればお願いいたします、いかがでしょうか。

では私から1点、日本医師会の中間報告に関してお聞きしたいところがあるんですが、私は個人的には医療通訳の問題に非常に興味を持っておりまして、私自身は医療通訳を、何らかの公的な資格のようなものをつくって、その上で育成を図っていくのが望ましいのではないかと考えておりまして、現状では、一部の自治体ではNPOなどと組んで、医療通訳、ボランティアとして派遣しているような実態が多いと思います。今回の提言の報告の中では、「国は通訳の育成や役割分担等の体制を構築する必要がある」という記述はあるんですが、これは具体的にはどういうことを想定しているのか、そういった議論はされているでしょうか。

○飯塚様

長野県医師会の飯塚です。ただいまのお尋ねですけれども、この委員会以外は国が行っている委員会、同じような委員会、検討会があるわけですが、そこでも日本医師会の委員がそこに参加して会議が行われるんですが、山脇先生がおっしゃったように、医療コーディネーターも医療通訳も、資格というものをきちんとつくった方がいいだろうという意見はかなり出ているようですので、恐らくそちらの方向にこの委員会の考え方も、少し行くのではないかとというふうに私自身は考えております。非常に大事なことは、やはり質というのが大切になりますので、私は何々の通訳がいっぱいいても、やはり、そこに質の差が必ずあるわけですので、それが、このレベルはやはり皆さんが超えていかなければいけないというものをつくるべきだというふうな意見がかなり出ていることは、この委員会の中でもあるようでございます。

○山脇座長

ありがとうございました。あと、よろしいでしょうか。では、最後をお願いいたします。

○根橋様

連合長野の根橋でございます。ご説明ありがとうございました。

国際課からご説明があった、資料2の2ページですが、その(3)のAに、具体的に拠点的な医療機関を選出する際に、医療関係者だけではなく、様々な団体と交えて議論して、課題を抽出をしていくというような項がございます。この多文化共生等の関係者を交えてというところが、どういった団体を想定をされているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

まさに、こうした医療の受け入れ機関の充実というのは重要な視点だと思っておりますし、現在、働く現場において、外国人の方の労働災害も、多発しております。そうした企業への周知の重要性、また企業の実態等々を踏まえた、医療機関・関係機関の裾野の拡大ということも重要かと思っておりますので、その辺、お聞かせいただきたいと思っております。以上です。

○山脇座長

事務局からお願いいたします。

○根橋国際課長

すみません、本日、関係課が欠席しておりますので、次回の宿題とさせていただきます。後日、状況についてご説明させていただければと思います。

○山脇座長

ありがとうございました。それでは、それまでにご準備をお願いいたします。ほかにご質問のある方、いらっしゃいますか。どうぞ。

○飯塚様

この先ほどご説明がありましたように、入院できる救急患者の受け入れ医療機関とそうでないところと分けてやる予定でいるんですが、一つ、今、問題になっているのは、手を上げたくないなという医療機関があります。手を上げるとすごく大変になってしまうというのが、既にわかっている医療機関があつて、1日に3人、4人、5人、10人と来てしまうと、それを3人ぐらいのドクターが対応していくので、日常の診療がそのドクターだけでなくなってしまうような医療機関があります。

今、この国のやっているシステムは、これでは手を上げない方がいいのではないかと、いうところも実は出てきておるということも含めて、やはりきちんとそうした働き方改革も含めて考えていかないと、これをやったことによって、その医療機関がさらに労働時間が多くなってしまうということで、そこも十分議論をしていかなければいけないのかなと思っております。以上です。

○山脇座長

はい、ありがとうございました。あと、よろしいでしょうか。はい、では最後にお願いたします。

○前澤様

すみません、私も医療通訳は関心興味があるのでお聞きしたいのですが、その医師会で電話による通訳について書いてあったのですが、実際にそれに対してどのようなお考えがあるのかというのをお聞きしたいです。

○飯塚様

通訳の形態はいろいろあります。医療機関でその通訳の人を雇うというシステム、あるいは、今、お話にあったように、電話を使って通訳をする人に、間に立ってらもって通訳をしてもらうというシステム、あるいはアプリを使ってやるというのもあります。

やはりご自分の医療機関で通訳の方を雇用するというのは、しているところもありますが、非常にコストもかかるし、言語に対して全部、その人を雇わなければいけないかということも含めて、やはり、なかなか医療機関は大変だということらしいので、やはり、今、外国人の方を診療している医療機関の場合には、電話通訳を主に使うことをメインにしているところが多くなってきているというのが現状だと思います。

ですから、お話にあった医療通訳、電話通訳がもう少し、先ほども話をしておりましたが、質の面がどこへかけても同じレベルで対応してくれるようなものができれば、そちらのほうに主力を移すのではないかと考えております。

○山脇座長

ありがとうございました。それでは、次に行きたいと思えます。

## (2) 令和元年度中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査について

○山脇座長



「(2) 令和元年度中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査について」事務局からお願いいたします。

○義務教育課 藤木主任指導主事

長野県委員会義務教育課の藤木と申します。よろしくお願ひいたします。お手元の資料3をご覧ください。こちらの資料ですが、本年度の7月から8月にかけて、77の市町村と11のNPO団体を対象に実施した、中学校夜間学級設置等に係るニーズ調査の結果の一部をお示したものです。

まず1のグラフをご覧ください。教育を受ける場や機会等に関する問い合わせにつきましては、市町村において「ある」との回答は5.2%でしたが、NPO団体等では、問い合わせがあるという回答が91%となっております。

2つ目の入学希望者の数は、市町村、NPO団体ともに20人から30人となっておりますが、市町村からは1市町村からの回答でありました。一方、NPO団体からは4団体にまたがった回答であります。

さらに夜間中学を紹介したい人の有無を問うてはありますが、市町村で「いる」との回答は3.9%、NPO団体等では64%でした。

なお、市町村の調査対象は主に教育委員会が主体となっているため、他の課で把握している状況はどうか、この調査の結果が市町村全体の実態を反映しているのかどうかについては定かでない部分もございます。また、NPO団体も11団体からの回答であるため、今後、さらにつぶさに実態の把握に努める必要があると考えております。以上であります。

○山脇座長

どうもありがとうございました。ただいまのニーズ調査に関してご質問がある方、挙手をお願いいたします。

○林様

飯田市の林です。NPO団体というのは、任意抽出なのか、例えば国際交流にメインを置いた団体なのか。どのような団体か教えていただけるとありがたいです。

○義務教育課 藤木主任指導主事

今回の調査が中学校の夜間学級にかかわる調査ですので、それにかかわりがあると思われる日本語指導等に力を入れているNPO、あるいは不登校の児童・生徒等に力をそそいでくださっているNPO団体を県下の、地域に偏りがないような、といっても、なかなか11なので難しい面もあるんですが、偏らないように配慮しながら抽出したものです。実際にはもう少しあったんですが、回答が得られなかったところもございますので、11という数字となっております。

○山脇座長

今のご質問に関連してなんですが、2番で入学希望者を把握している場合がNPO4団体、それから1市町村とあるんですが、これはどちらなのかというのは、非公開情報でし

ようか。

○義務教育課 藤木主任指導主事

公開を前提とした調査ではございませんので、公開については控えさせていただきたいと思っております。

○山脇座長

ありがとうございました。

どちらの地域かとか、それも非公開でしょうか。

○義務教育課 藤木主任指導主事

それも含めて、すみません。

○山脇座長

ということのようです。77というのは、長野県内全市町村の数でよかったですでしょうか。

それでは、他の方、何かご質問、どうぞ佐藤様。

○佐藤様

信州大学CTNというNPO団体の佐藤です。この11の中に私どもCTNも入っており、回答させていただきました。

この調査は前回ニーズがないという結果だったと思います。その際には私共の方に質問があったのかどうかわかりませんが、今回は、私共の多くの活動、CTNの中の子ども達にかかわる活動に対して調査をし、その後提出をしたものがここに反映されているかと思いますが。

前回と今回とで調査方法はどのように変わったのでしょうか。そして、先程もありましたが、11というNPO団体、外国の子どもに関わるNPOを選択して聞かれたのか、その2点をお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○山脇座長

お願いいたします。ちなみに前回というのはいつのことでしょうか。

○佐藤様

CTNの方にも実態調査、子ども日本語教育センターに見学に来られたこともありました。確か3年ぐらい前でしょうか。

○山脇座長

事務局、いかがでしょうか。

○義務教育課 藤木主任指導主事

このニーズ調査自体は平成28年度から実施しております。当初は市町村のみの実施でご

ございましたが、より潜在的なニーズを把握する必要があるだろうということで、先ほど申し上げたNPO団体等も加えて調査をしている、そんな状況でございます。

外国籍、外国に関係のある児童等を対象としたNPO団体かということですが、必ずしも児童だけではなく、学齢期を過ぎた外国の方がいらっしゃるNPO団体等も対象に加えております。

○山脇座長

よろしいでしょうか。

先ほどご説明の中で、今回は市町村といっても教育委員会に問い合わせているので、必ずしも実態を把握したものかどうか定かでないというご発言があったと思います。なるべく定かにしたほうがいいとは思いますが、例えば市町村の多文化共生担当部署にも問い合わせるといったようなことは、お考えなんですか。

○義務教育課 藤木指導主事

今回の結果を受けまして、今後、調査の内容も含め、調査の対象や回数等々、あり方については検討していく余地があるというふうに考えております。

○山脇座長

ありがとうございました。他の方がいかがですか、よろしいですか。

では、お願いします。

○佐藤様

CTNの佐藤です。今回の結果、前回にやや近いですが、市町村で「ある」と答えているところが一つ出てきている。前は確かニーズがないという信じられない結果で、私共びっくりしていましたが、今回はNPOに調査をしてくださり、その結果、こういう形が出てきたというのは、ぜひしっかり受けとめていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山脇座長

ありがとうございました。

### (3) 長野県多文化共生推進指針改定の方向性(案)について

○山脇座長

続きまして議事「(3) 長野県多文化共生推進指針改定の方向性、(案)」について審議したいと思います。

本日は、カラーの資料、A4横長のものがございますでしょうか、そちらの資料をもとに指針の基本目標、施策目標、施策の柱について順次ご議論いただきまして、その後に施策を進めるための具体的な取り組みについても、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

それでは、最初に事務局からこちらの資料の説明をお願いいたします。

○根橋国際課長

それではよろしく願いいたします。若干、お時間をちょうだいしたいと思います。資料4でございますけれども、長野県多文化共生推進指針改定の方向性（案）につきましてご説明をさせていただきます。

今まで改定検討会を2回開催させていただきまして、1回目は現状と課題について、またそれに対するメンバーの皆様方の考え、2回目につきましては、日本語学習について集中的に議論をさせていただきました。その中で出されました意見等を右にございます論点整理の中にまとめさせていただいております。

主な意見といたしましてご紹介申し上げますと、例えば昨年12月に国が出された総合的対応策というのは、外国人の生活環境整備ですとか、就労環境整備にちょっと偏りがあると、それを迎え入れる日本人側、日本人社会に対してのそういった働きかけ、そういったものが足りないのではないかというようなご意見があったり、また、地域の日本語学習体制の財政的、人的な脆弱性についてのお話、また、外国人材を活用する事業者の皆様方の多文化共生にかかわる意識づくりの重要性、例えば外国人の生活支援ですとか、日本語学習支援に対する、言うなれば消極的な対応があり、就労者に対する日本語支援も必要というようなお話がございました。

また児童・生徒の日本語学習支援の充実につきましては、これから外国人の皆さんが増えていくということになると、当然のことながら量的な問題もございまして、質的な問題についても充実が必要じゃないかというようなご意見がございました。また当然、今日もご議論がありました医療の問題、このような議論があったかと思っております。

こうした意見を踏まえまして現在ある指針から、できれば一歩でも二歩でも先に進むというような意味を込めまして、見直しの方向性を提示をさせていただいたところでございます。

左、2番目の現指針の課題というところがございますとおり、現在の指針では多文化共生の意識づくりのめざす姿、国籍、生活習慣の違いを受け入れる意識づくりを進めていきたいと思います。

やはり受け入れるということになりますと、どちらかといいますとやはり日本人側、地域社会側の視点に立ったような意識づくりということになっているかと思っております。

一歩進めて受けとめると、文化の違いですとか、生活習慣の違い、国籍の違い等々については、基本的には当然のことであり、当たり前のこととするような社会、また地域住民、地域に暮らす外国人の、どちらか一方にこの共生社会の実現について責任を負わせるということではなく、地域住民はやはり多文化共生社会の重要性について学び、また外国人は日本語や日本の習慣について学ぶ、共に学びあって、共にこれからも地域づくりを担っていく、こうした社会づくりを、新しい指針を目指す方向としてはいかがかということで、ここに提示をさせていただいたものです。なお、現在の指針を否定的に捉えているということではございません。現在の指針は、多文化共生にかかわります幅広い分野につきまして、きめ細かく拾って構成をされております。

新たな指針につきましては、この幅広い課題をできるだけ再整理をして、何を重点とし

て取り組むのか、そういったことを明確にしていければというふうに考えているところでございます。

2 ページ目をお開きをいただきたいと思います。そうした視点の中から、新しい指針については、仮の題ではございますけれども、長野県多文化共生推進指針2020、課題といたしまして基本目標を、先ほど申しました方向性を端的に、共に学び、共に創ると、また方向性にある社会づくり、こうした時代を信州多文化共生新時代といたしまして、「共に学び、共につくるしんしゅう多文化共生新時代」と提示をさせていただいたところでございます。

この資料の左側に、樹になぞらえたような形でございますけれども、こちら「しんしゅう多文化共生新時代」を目指すべき姿、理想とする社会、時代の姿を明示をさせていただきました。日本語や文化を学ぶ場所はどこにもあると、また、隣人とコミュニケーションがとれる、安心して働くことができる、また、安心して病院に行くことができる等々でございまして、こうした、目指すべき姿を提示させていただく中で、こういった理想の社会を築いていくため、どういうことが必要かということで、目標施策の目標、柱を提示をさせていただいたところでございます。

この目指すべき社会につきましても、やはりこれは私共の方で抽出をさせていただいたものでございますので、これが全てであったり、これが正解ということも無いと思っておりますので、ぜひ皆様方において、またご議論を頂戴できればというふうに思っております。

この図の人間を模したようなところがあるかと思えます、下のほうに、これは地域住民のボランティア活動の充実、また外国人の積極的な地域活動の参加、こういったものを記載させていただいております、先ほど申し上げましたとおり、多文化共生社会の理想を実現させていくには行政や事業者、NPOなど、多様な主体による積極的な取り組みはもとより、やはり地域住民ですとか外国人の協力、自主的、主体的なまさに自治的な活動、自主的な活動を、欠かすことはできないものと考えているところでございます。

資料の右欄でございまして、施策目標、施策の柱を提示をさせていただいております。施策目標は、ここにございまして多様性を活かした持続可能な地域づくりを含めた3つでございまして、この3つの柱はそれぞれ多文化共生の社会づくり、日本語教育、生活環境・就労環境の整備、こういったものについて集約をさせていただいております。

まず1番目の柱でございまして、受け入れ側たる地域住民に多文化共生社会づくりへの参画を促すということで、従来型の広報啓発活動、これは非常に重要だと思っておりますので、これは実施をしていくべきだと思っておりますけれども、それに加えまして、やはり従来型の広報啓発活動ですと、どうしても薄く広くというような形ということがございまして、できれば、多文化共生のモデル地域を指定をさせていただきまして、その地域とともに、多文化共生の先進事例をつくり上げて行きたいと。そういった先進事例を核といたしまして、できるだけ先進的な取り組みを県内全域に広げていくようなこと、ということで提示をさせていただきました。また地域住民、外国人の自主的・主体的活動を支援していくということも掲げさせていただいたところでございます。

2番目はコミュニケーションでございまして、外国人の日本語教育を児童・生徒、学校での教育と、就労者を含めました生活者全般の教育、その2つの視点にわけて取り組むということで提示をさせていただいております。

日本語教育につきましては非常に重要な分野だと認識しておりまして、検討会の中におきましても、先ほどもありましたとおり、教育の質の向上についてのご指摘がなされたところでございます。

教員の数につきましては、やはり国の予算に負うところが非常に大きいところがございます。こういったところでは、長野県として国へ要請することはもちろんでございますけれども、全国知事会ですとか、私共は、愛知県や岐阜県や静岡県とか、7県1市で、多文化共生推進協議会というのを構成をしております。こういった団体で、毎年度必ず、今年は8月でございましたけれども、国に対して出向きまして要望をさせていただいてところでございます。こういったところをしっかりと活用しまして、国に対してそういった要望をしっかりとしていくというようなこと、また、日本語教育を担当する教員の皆様の中には、専門的な教育を受けていない方もいらっしゃるというような指摘も第2回目の検討会ではありました。検討会の中にも教育委員会サイドからお話させていただきましたけれども、さまざまな研修を通じました教育の質の向上につきましても、明記をする方向で検討させていただきたいと。

また、地域の日本語教育につきましては、やはり人的、財政的に非常に厳しい状況の中で運営されていることは、この会でもアンケート調査でご報告させていただきましたけれども、そういった状況がわかってきております。

児童・生徒への日本語教育も重要でございますけれども、日本語教育推進法が施行された中で、国として日本語教育をどのような姿勢で取り組んでいくのか、法で定められた基本方針がこれから制定されるわけでございまして、その方針に基づいた国の具体的な施策が明らかになる、そういったところについて注目をさせていただいておりますけれども、県といたしましてもやはりモデル教室の設置ですとか、日本語交流員等のボランティアの育成、紹介など、やはり地域の日本語教育の充実に向けた取り組みについては、やはり指針の中で勉強していくべきであろうというふうに考えているところでございます。

また、検討会でもご指摘があったところでございますけれども、働く外国人の皆様への日本語学習の支援のあり方についても、非常に重要だというふうに考えております。中でも技能実習生、またこれから増えるであろう特定技能の外国人の皆様方、技能実習生につきましても、やはり最初の1年間の中で、一定時間以上の日本語教育というのは義務づけられておりますけれども、技能実習生、基本的には最長5年まで認められておりますので、それを越えた後、こういった形で日本語の学習について支援をしていくのかというような課題があらうかと思えます。

特定技能につきましては、一定程度の日本語能力の、試験をされた方が日本に来日をされて働くというような制度でございますので、実習とは若干違ったものがあるかと思えますけれども、これにつきましてもやはり具体的な、来日後の日本語学習について、しっかりと支援をしていくということが必要なのではないかと考えております。

国に対しましてこういった日本語学習の機会、働く外国人の皆様に対しての日本語学習の機会の充実を要請するとともに、やはり事業者の皆様に対しまして、外国人への日本語教育の重要性をやはり再認識をしていただく、地域の日本語教室への支援を促していく、また地域の教室側でもそういった支援をいただく中で、働く外国人の皆様を快く迎え入れていくと、そういった、できるだけそういうウィンウィンの関係を築いていけるような、

そういった仕組みができればと考えているところでございます。

また、地域の外国人の皆様日本語教育を進めるだけではなく、地域住民をはじめ、事業者の皆様に対してやさしい日本語の普及をしたいと考えております。これは、例えば、2010年に国立国語研究所の調査で、定住外国人の皆さんが自分がわかる外国語として挙げたものは、英語よりも日本語、日本語のほうが62%、英語は40%ぐらいというようなことで、英語よりも、やはりやさしい日本語、平易であって、イージー&カインドですね、易しくて優しいというような日本語の方が、外国人の方はわかりやすいという結果が出ておりますので、こういうやさしい日本語の普及というものも重要なんじゃないかなというふうに思っております。

また、こうした1番目、2番目の柱につきましては地域住民、地域に暮らす外国人の学びと自治の実施、支援をする、促す取り組みを周知をさせていただきまして、3つ目の柱、誰もが暮らしやすい地域づくりににつきましては、外国人の皆様の生活環境、就労環境整備を支援をさせていただきました。情報の多言語化につきましては、行政関係機関はもとよりでございますけれども、様々な生活関連機関に対しまして多言語での情報発信を求めていく、そういう活動を展開していきたい。

10月1日に、前回の検討会の中でご説明申し上げました、長野県多文化共生相談センターを開設することとなっております。このセンターで受け付ける相談を、必ずしもワンストップで対応できるわけではございませんで、やはり学校ですとか病院等、関係機関との連携の中で相談に対応する、そういったことも不可欠でございます。

こうした関係機関との連携を強化するための例えば連絡会儀ですとか連携会議、そういったものも設置を考えておまして、こうした機会を通じまして情報の多言語化を、さまざまな機関に働きかけていくということが多いかと思います。

あと相談体制の充実でございます。もちろん県センターの周知はそうでございますけれども、その活動の一環といたしまして例えば出張相談会ですとか、市町村にある相談員の皆様方の資質向上、研修会を開催するとか、そういったところで市町村の皆さまの相談体制の充実についての支援を実施をしていきたいというふうに考えております。

現在、多言語で相談対応を実施している市町村が18市町村でございますので、少しでもこの18の市町村、一つでも二つでも増えていくような形、そういった支援を実施をしていければと思っております。

なお、国においてもこういった多言語相談センターの開設、運営に関する補助金の制度を、今回、緩和いたしました。また、今までは都道府県と政令指定都市と一定基準以上の外国人がいる市町村が対象になっていたのですが、今回は全市町村が対象になりました。もちろん市町村の規模ではなく、外国人の在住数によって上限が変わるという制度でございますけれども、こういった制度もできましたので、活用について、ぜひ市町村の皆さんに積極的に促していきたいというふうに考えております。

あと、就労環境の整備でございます。現在、産業労働部で外国人材受け入れ方針を策定中でございまして、昨日もその関係の会議がございまして、この会議にご出席をいただいている中にもご参加をいただいている委員の皆さんもいらっしゃいます。私も参加をさせていただきました。そういった中で、やはりそちらとの整合をしっかりと図っていくことが必要だろうと考えております。

現状では、先ほどご説明しました労働者の皆様に対する日本語学習の支援ですとか、職場内共生、職場内の多言語の対応、または異国の文化ですとか宗教への理解促進といったものの推進、労働者の相談窓口のあり方等について書き込んでいければなというふうに考えております。

生活環境の整備につきましては、ここに一応、事例として、医療、防災、住宅について記入させていただいております。医療の問題につきましても、やはり教育と同じように国の施策の対応に大きく左右されることも多いかと思えますけれども、やはりまずは旅行者と、現在、ここにお住まいの皆様との関係については、ちょっと若干、分けて考える必要性があるかと思えます。

旅行者につきましては旅行保険、先ほど飯塚先生の報告の中にもございましたけれども、旅行保険に加入して日本国にお見えになる皆様、72%程度だそうでございます。それを少しでも上げるような周知徹底が必要でしょうし、また、在住の外国人の皆様方には、働く皆様であれば社会保険、事業者の皆様と一緒に社会保険の加入、また一般の方であれば国民健康保険への加入について促していくことが必要であろうと思っております。

また、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、外国人関連の受け入れ拠点病院の指定ですとか、外国人の対応可能な病院の、もう既に1,800の病院がそういった形で手を上げているわけでございますので、なかなかそれが、周知がなされていないというような現状があるかと思えます。そういったものについては、しっかりと周知をしていくということが必要だろうと思っております。また、医療通訳制度はやはり担い手ですとか、費用負担のあり方も含めた検討が必要だというふうに思っております。

日本国内では一番進んでいるのは横浜市だというふうに言われておりますけれども、横浜市においてですら、通訳派遣はボランティアということになっておりまして、なかなか、医療通訳制度というものは、しっかりとしたものはまだできていないという状況でございますので、このあり方についての検討が必要であろうと思っております。

あと、防災については、県では平成26年に、外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした避難場所での生活環境整備に関するガイドラインというものを策定しております。その中で、発災時には発災市町村で災害多言語支援センターを立ち上げまして、外国人支援を行うというふうにさせていただいておりますけれども、そこに対しまして、長野県は国際化協会の通訳・翻訳ボランティア制度と、関係する通訳ボランティアを派遣するなどの支援を行っていることになっております。

現在、この制度に登録をされている方は213名おりますけれども、発災時に確実に対応できるようにすることが必要だというふうに思っております。登録者との連絡を密にしまして、常に最新の情報に更新するといったようなこと、また対応言語にもやはり偏りがございます。また地域にも偏りがございます。そういったことを是正すべく、できるだけ多くの方にご参加をいただけるような形で周知をしていくことが必要であるというふうに思っております。

また、平成26年度以降、県内、毎年2地域で防災の講座、外国人のための防災の講座、また、そこに合わせまして、災害多言語支援センターの設置訓練というのを実施をしております。こういったものは継続して実施をしていくことが必要であろうというふうに考えております。



住宅につきましては、現在、新たな住宅セーフティネット制度という取り組みが進められております。これは外国人も対象となっておりますけれども、例えば低額所得者ですとか被災者ですとかといった方々、こういった住宅確保が必要と思われる要配慮者の皆様の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、そういったものを推進する取り組みが進められております。特に、昨年12月の国の総合的対応策におきまして、国土交通省からは全国に対して、この取り組みを一層進めるようにと、特に外国人のそういった、入居を拒まない住宅の設置についての取り組み、そういったものの推進が求められております。

こういったこと、まだまだ登録住宅、先ほど申し上げましたが長野県の中に非常に少なく、こういった活動はやはり続けていきまして、外国人の皆様が安心して暮らしていける、安心して住むところに困らないというようなことが必要であろうというふうに考えております。

この3つの柱に加えまして、下の段に多文化共生推進体制を整備していくといったことも記入をさせていただきました。これは非常に重要だと思っております、やはり行政だけではなくてNPOですとか、事業者、外国人コミュニティ、日本語教室など、多様な主体と連携しまして、多文化共生社会の実現に取り組んでいくことを指針の中でも示していく必要があると思っております。

下の段には、重点的に取り組む分野の事業の方向性を提示をさせていただきました。もっとももっとしっかりとつくり込む必要があるかと思っておりますが、今段階のものでございますけれども、やはりモデル地域の指定による好事例の創出、発信、日本語教育につきましては、児童・生徒と整合した方向性を提示をさせていただいたと。特に日本語教育人材バンクにつきましては、ここ、日本語教師となっておりますけれども、日本語教育の人材バンクでございますけれども、日本語教師の皆様、また協今回養成をしております日本語交流員、こういったボランティアの皆様方、そういった方々の人材バンクにつきましては、本年度、実際にこういった紹介をしてくれないかというような事例、私ども3～4件ほど来ております。そういったことを考えまして、こういった人材バンクをつくる必要があるというふうなことから、提示をさせていただいたところでございます。

最下段の国への要望といたしまして、この検討会の中でも出されております多文化共生基本法、その制定に向けて、国に対して働きかける必要があるということを記載をいたしました。

やはり多文化共生社会を進めるためには、国のイニシアティブによるところが非常に大きいものでございます。こうした基本法のもとに、国に積極的な施策の展開を期待をしていきたいと考えております。

以上が、多文化共生推進指針の今後の方向性、改定の方向性の案につきましてご説明をさせていただきました。本日、活発なご議論をいただきまして、皆様のご意見をしっかりと受けとめまして、最終案をつくっていききたいと考えておりますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

#### ○山脇座長

ご説明、どうもありがとうございました。

それではここから約1時間、この新しい指針の方向性について、皆さんと意見交換を進

めていきたいと思います。

順番に見ていきたいと思いますが、まず基本目標として、「共に学び、共に創る しんしゅう多文化共生新時代」ということが掲げられています。

左側には、その「しんしゅう多文化共生新時代」とはどのような時代なのか、どういうことを指しているのかということ、具体的な形で、ある種の例示といってもいいかもしれませんが、全部で14ですか、イラストを使って、どんな時代をこの指針で目指すのかという具体例を挙げているんですけれども、こちららあわせて、基本目標についてまずご意見、ご質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか、どうぞ。

○徳井様

信州大学の徳井です。「しんしゅう」というのをひらがなにしたというのは、すごくわかりやすくいいと思いました。

左側に樹の図があって、そこにいろいろ相談が多言語で行われているとか、学校ではどこでも日本語教育が受けられる、住むところに困らない、いろいろあるんですけれども、これは外国人、外国人等の方を主語にしたものがほとんどだと思うんですね、もう少し、その日本人住民を主語にしたものが含まれると、本当の意味での多文化共生というふうになるのではないかと思います。

例えば施策の柱のところ、地域住民の自立的主体活動の推進とか、日本人側も変わるといってもう少しメッセージに入れるとすれば、隣人とコミュニケーションがとれる、これが双方にとっての多文化共生という意味なんですけれども、これ全て、何か外国人等が変わらなければいけないみたいな、そんなこともちょっとイメージとして残ってしまうのではないかと思います。

ですので、三角の樹のところ、もう少し住民側とか日本人側、地域住民を主語にしたメッセージがあるといいかなと思いました。

○山脇座長

ありがとうございました。

○根橋様

連合長野の根橋です。私も同じ視点なんです、1 ページ目に見直しの方向性がありますが、その「しんしゅう多文化共生新時代」の定義の基本目標の下に、全体の見直しの方角性が書いてあります。

ご説明もあった中ではそうなんだなと理解できる感じですが、これを文字面にすると、「国籍や生活習慣の違いを受け止め」という表現が、どちらかという和一方向的に感じられ、日本人が単に受けとめるという視点に感じられます。

先ほどご説明があったように、お互いに違いを認め合う視点が、この指針の入り口、いわゆる顔の部分になりますので、そうしたものでわかるような表現にいただいた方が、よいのではないかと考えております。

先ほども徳井先生からありましたように、やはり外国籍の方と日本人が双方向で認め合ったり、歩み寄るといって社会が、基本的な部分になろうかなというふうに思っております。

ので、そうしたところの表現についてもご検討いただきたいと思っています。

そういった意味では、これも徳井先生のご発言と同様ではありますが、やはり日本人としての変化を促す取り組み、意識の変化等々も含めた部分も盛り込んだほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

#### ○山脇座長

今、お二人から同じ方向性のご意見があったと思うんですけれども、例えば何かそうした方向性で、この三角のところに入れるとすれば、具体的な提案がございますか。

もし、アイデアが浮かびましたら、またお伺いしたいと思います。

他の方、いかがでしょうか。

#### ○峯村様

上田市教育長の峯村でございます。前回、前々回、欠席をさせていただきました、大変申し訳ありませんでした。今回、初めてですが、よろしく申し上げます。

この方向性につきまして、学校教育に携わる者としては、子どもたちの日本語教育の充実等、大変、大事にいただいていること、本当にありがたいと思います。

今まで県の教育委員会義務教育課では、教員の加配であるとか、バイリンガルの教員を配置していただくとか、学校の側に立っていろいろな施策を展開していただいていること、本当にありがたく思います。

2枚目の黄土色に塗ってあるところの重点というところが正にそこに当たるところだと思いますが、逆にいうと、実情はやはり人がいない、お金がないというようなところが一番大変なところだと思いますので、その辺、限界はあるわけですが、さらにご尽力をいただければというふうに思っております。

それから2枚目のこの樹の絵の下に人形が6つ並びますが、これ、私、いいなというふうに思ったんですが、具体的な事例で裏づけをさせていただきたいというふうに思っています。

上田市にはベトナム人の技能実習生が来ております。東御市に会社がありまして、そこへ来ているベトナムの女性の方ですが、上田市の公民館のすぐそばに社員寮がありまして、そこで暮らしております。

その公民館に、2つの内容で相談があったということなんですが、日本語教室で日本語を習いたい。どうしてかという検定に受かりたいとかと、そういう気持ちもあるんですが、それとは別に、毎日、朝起きて会社へ行って働いて、帰ってきて寮で寝るだけでは、これではもう味気ない、それでボランティアに参加したいということを公民館に申し込みました。

そこで公民館では、すぐそばに神科小学校という小学校があるんですが、そこへ、2時間休みに地域のおじいちゃん、おばあちゃんたちが学校へ集まって子どもたちと一緒に遊んでくれているんですが、そのボランティア活動を紹介します。それで、やっぱり何か取り組んでみたいなという気持ちがある方たちですから、その活動に一生懸命取り組んでくれたんですが、その活動は、2時間休みだけです。その後、地域の方とお茶を飲む会が毎日行われています。漬物上手のおばあちゃんが漬物を持ってきてみんなでわいわいが

やがや、話をしながら楽しくやっているわけですがけれども、そのうち、おじいちゃん、おばあちゃんたちから日本語を勉強したいということを出し出して、ひらがなを習ったり、漢字を習ったりもしました。

最初はあまり上手にできなかったんですが、かなり力がついてきたもので、作文のコンテストに応募したとか、それで自分が日本に来てどうだったかとか、日本の文化に触れてどうだったかと、学校教育はどうだということを作文にまとめたんですが、優秀賞をいただいたということでもあります。

本当に交流といいますか、地域活動に積極的に参加している技能実習生、それを受け入れたコミュニティスクールを支える学校支援ボランティアグループ、「おたすけっと」という名前なんですが、そこのおじいちゃん、おばあちゃんと本当にいい関係ができました。技能実習生ですから、一端、母国へ帰らなければいけないのですが、とても日本語が上手になったので、日系企業に就職することができました。就職についても大変有利だと、大変重宝がられて働いていたのですが、もう一回、上田へ行ってみたいということで、また上田に来ていただいています。

そういうことで、やはり、こちらから日本語を教えますよ、来てくださいますよとかっていうこともとても大事なんですが、実際に積極的に日本の文化に溶け込もうとか、ボランティアをやりたいとか、そういう気持ちを持っていただくことが日本語習得への近道でもあるし、住民の皆さんとの心の交流が出来る、いい機会であるかなということをおもっています。

いろいろ暗い話題ばかりがこう多文化共生にあるわけですがけれども、何か明るい話題がないかなと思って見つけてまいりました。以上です。

#### ○山脇座長

ありがとうございました。他の方もどうでしょうか。

#### ○佐藤様

信州大学、佐藤です。この取りまとめ、ありがとうございました。原則的には非常に同感、共感することが多くあり、ありがとうございます。

こちらの図で、先ほど徳井先生、そして根橋様からご意見があった点、その点も同感するところがありまして、例えば、この樹の図の左側を日本人を視点に置いた多文化共生の意識づくりという、第1回の指針でも残念ながらあまり進んでいないんですね、この5年間で、そちらの日本人の視点に置いたもの、右側のほうに外国由来の人を視点に置いたものというふうな、そういった形での並べ方が一つ、アイデアとしてあるかもしれないなということをおもいました。

ただ下のところで、左側で、支援や交流のために活動するボランティア、地域住民が増える。これから先の新しい多文化共生を考える場合に、このボランティアの方たちにどのようにかかわっていただくか。

今、ボランティアといいますと何か日本語ボランティア、教室ボランティア、そういった形でかなり強くあり、逆に、今、日本の中では、ちょっとそこは私はできないという、そういったイメージまでちょっとできてきているところも感じています。むしろ、本当に

自然に地域住民がかかわり地域の人が増えるというような、何かそういった書きの方がより、共に学び、共に創るというのには近いのではないかなということを少し感じておりました。

それ以外の点については、書いてある内容そのものは、違ったことはちょっと誤植で、一番上が相談が多言語で行われの「れ」が一つ多いぐらいで、あとは大したところはありません。以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。事務局が、今回こういう形で、この多文化共生新時代の具体像を示した狙いといいますか、例えば、樹の真ん中の幹のところには何か矢印が、こう下に向かって伸びているんですけども、この趣旨とか、こうした3人、6人ですか、人で、一人だけ赤い色であとは茶色い感じで、何かこのイラストに込めた思いといいますか、狙いがあれば、ご説明いただけるでしょうか。

○根橋国際課長

一応、木が青々と生い茂るように、多文化共生の社会がそういった形で広く、社会の中に浸透していただければ。また、木は光合成でぐるぐる回っていくというようなことがございますので、その青々とした様々な葉っぱをつくるためにもこういった地域住民、また外国人の皆様の地域活動への参加、こういったものが栄養となって全体が回っていく、そういった気持ちを込めて、今回、樹の形で示させていただきました。

また、一人だけ赤というのは、若干、その外国の方、外国由来の方について若干、色を、いろいろな方がいらっしゃるということ、そういったことを合わせて示させていただいたと。この色がどうなのかというのは、いろいろあろうと思うんですけども、そういったこともあろうかと思えます。よろしくお願ひします。

○山脇座長

下に向かって矢印はいかがですか。

○根橋課長

下のほうも含めて、全体を回っているというようなことを表したかったものです。

○山脇座長

循環しているイメージですね。

○根橋国際課長

循環しているというイメージ、その循環していることが最後に、やはり、この共に学び、共に創る、しんしゅう多文化共生新時代というものをつくっていく、というような絵を示したかったということでございます。よろしくお願ひします。

○山脇座長

ありがとうございました。他の方、いかがですか。はい、どうぞ。

○市村様

長野市インバウンド・国際室の市村です。個人的にはすごく、バランスのいい目標と、施策の体系になっているかなと思います。

先ほど複数名の方からお話があったんですが、外国人の方の目線だというのをもうちょっと入れたほうがいいというお話があって、それに関連なんですけれども。

私、インバウンド・国際室ということで、海外に観光のプロモーションも行ったりするんですが、「信州」、長野県さんはいろいろな施策で、さわやか信州とか、信州という言葉が大事にされているんですが、それはもちろんわかっているんですけれども、海外で信州と言っても全く通じないんですよね。やっぱり長野というとスノーモンキー、白馬みたいな感じで話しかけてくるんですよね。

それで、その信州という五感、すごく響きとか優しさとか、ひらがなもいいと思うんですけれども、「NAGANO」のほうが外国人の方はすぐ、スノーモンキーとかでわかるというのは実際のところかなと思います。

○山脇座長

例えば、何か日本語は信州にしておいて、英語版をつくる時にはナガノにしてしまうとか、あまりよろしくないですか。貴重なご意見ありがとうございます。

他の方もどうぞ、ぜひご発言いただきたいと思います。いかがですか。

○徳井様

樹の矢印のところなんですけれども、下に両方向かっているというところ、今、ご説明いただいた、循環しているというので左側を上を上げて、右側を下に下げたら循環するのではないかなと思ったんですけれども。

何か全部、下に向かっていてところ、ちょっとこう、暗いような感じがして。

循環しているというのであれば、こう左側が上へ上がって、右側が下がる、とか。少し明るいイメージにしたほうがいいかなと。

○山脇座長

ありがとうございました。今まで、多文化共生推進指針で、それをイラストで描いたところは、もしかしたらないのかなと思います。今回、初めての試みで、何か新しい方向性のインパクトができるかもしれません。

他の方、基本目標に関していかがでしょうか。どうぞ。

○飯塚様

長野県医師会の飯塚ですが、ちょっと2回目を欠席したのでそちらの方で出ていたのかもしれませんが、この木の中に、やさしい日本語について、みんなが知っているという言葉があるというふうにも、やさしい日本語というのはどういう日本語なんですか。

○山脇座長

やさしい日本語というのは、外国人の日本語学習者を主に想定して、わかりやすい語彙や、あるいはわかりやすい、シンプルな文法を使って日本語でコミュニケーションを取るという取り組みです。95年の阪神淡路大震災の時に、外国人被災者に、なかなか災害の時の情報が伝わらなかったといいます。高台に避難してくださいと言われてもわからないが、高いところに逃げてくださいと言われてたらかったという、そういうケースもあったりして、自治体、NPOなどで、なるべく、やさしい日本語を使おうというようなことが広がっています。昨年12月の国の総合的対応策には多言語化の方針が入ったんですけども、6月の総合的対応策の充実策では、やさしい日本語も多言語化の中の一つということで、今、だんだん広がりつつあります。

○飯塚様

こういう枠組みというような形でつくられているということですか。

○山脇座長

そうですね、ただ、まだ知らない人の方が圧倒的に多いと思いますので、注釈みたいなものがあつたほうがいいかもしれません。

もともと災害時の外国人に向けた情報発信ということで始まり、それがだんだん、日常の行政用語もやはりわかりにくいということで、やさしく表現しようとか、最近ではインバウンド観光の分野でも外国人イコール英語ということではなくて、むしろ、やさしい日本語を使った場合の方がいいかもしれないということで、いろいろ取り組みが広がっています。

○飯塚様

どうもありがとうございました。

○山脇座長

どうぞ。

○峯村様

上田市の峯村です。学校教育に携わっている者として、これ複雑な思いで受け止めた文言が一言あるんですが、「どこでも」というのが、市町村の人間としては、どこでもとなつたら、これはうれしいことです。

○山脇座長

「学校では、どこでも」のところでしょうか。

○峯村様

はい。「学校ではどこでも日本語教育が受けられる。」これは大変ありがたい文言なんです、莫大な財政的な措置をとらないと、どこでもということは言えないと思いますよ。

○山脇座長

これは、つまりどの学校でもということですか。

○峯村様

そういうふうにとられますよね。

○山脇座長

そうですね。

○峯村様

ここの検討会でお世話になっているから、果たしてこれでいいのかなという気持ちもありまして、気持ちが揺れ動いているんですが、ちょっとこの文言、うれしい反面、ドキドキだなという感じです。

○山脇座長

ちょっと責任重大というか、本当にできるのかと、現実的な問題としてですね。

○峯村様

以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。では、もう一人。

○佐原様

同じく学校現場にいるものとして、一言、発言いたします。

今、峯村先生も指摘された、学校ではどこでも日本語教育が受けられるという部分で、前回も本校の現状をお話しましたが、現在13名、外国籍の生徒がおります。そのうちの5名が、あと半年で卒業を迎える3年次生ということで、ちょうど今週から来週にかけて就職試験の時期を迎え、また、進学者も試験の時期を迎えます。

その5名のうち3名は進学希望で、4大1名、専門学校2名、あと2名の生徒は就職希望です。この5名の生徒は、たまたまなんですけれども、全員上田の中学出身で、日本に来てある程度の年数が経った生徒達だったので、基本的な日本語については高校入学の時点で、全くというところちょっと語弊がありますけれども、支障なく、外国籍生徒の特別措置、あるいは特別配慮には該当せず、一般の入試で本校に入学してきた生徒です。ですので、高校での3年間も、特に学習上、あるいは学校生活の中で大きな不適應を起こすことなく順調に来ている生徒です。

反面、この日本語教育の充実ということに関してですけれども、今年度1名、上田からやはり来た生徒の場合は、まだ日本に来て2年半ぐらいのところ、いわゆる特別枠で入学してきた生徒ですが、現在も頑張って勉強しておりますけれども、やはり日常会話は何



とかなるんだけど、勉強する上ではかなり、ご本人も頑張っていますけれども、もっとも、先ほど峯村先生が言われたような人であるとか、あるいはお金であるとか、そういうものがかけられれば、彼に対してもっともっと学校としても何かできるのかなという思いがあります。

そこで、峯村先生に少しこの場でお聞きしたいんですが、前回の検討会の後に、上田市教委の担当の方からお電話を頂戴しまして、今、在籍している生徒は何名、外国籍何名であるかと。何でそういう調査をしているかということ、中学校を卒業した後に高校に在籍している生徒数をお聞きすることで、逆に行っていない生徒が引き算すれば出てくるわけです。上田市さんの方で、市教委さんのほうで今、高校に通えていない、あるいは、一度進学したけれども、退学した生徒さんの、その居場所づくりをこれから考えたいというようなことをその担当の方がおっしゃって、ああ、これはすばらしいことだなと。学校にいるから、そうはいっても、何らかの日本語教育であったり教育を受けている子たちなんです、そうでない、高校生にあたる年代の子たちが相当数いるというふうに伺っておりますが、その辺について峯村先生はご心配の発言をされていまして、お話をお聞かせいただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

#### ○峯村様

大変、すみません。私、義務教育の担当ですので、高校へ入った子どもの後はどうかわかりません。

16歳以上の子どもたちで、学校へ行った経験がない子どもはいることは確かです。そういう子どもたちについてどうするかということは非常に大きな問題で、家の中で引きこもっているだけで心配だという声も聞いております。

そこで、先ほどの義務教育課の調査の中にあつた夜間中学というのがあるんですが、これについてぜひ県で動いて欲しい。場所は定時制高校、そこへ親と子が一緒に行けるような、そういうものをつくっていただくことが一番能率的で、効果があるんじゃないかというふうに思っています。

手もとにデータがなくて、佐原先生のご質問にお答えできない部分、たくさんありますすみませんでした。以上です。

#### ○山脇座長

ありがとうございました。

それでは、続いて施策目標、それからそれぞれの施策目標の柱立て、この資料でいうと右側部分なんです。こちらについてご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

どうぞ。

#### ○丸山様

重点項目の真ん中辺に外国人児童生徒の日本語教育の充実というところがありまして、これについて確認をさせていただきたいんですが。

下の枠内の重点項目の2番のところ、外国人児童生徒等への決め細やかな日本語学習支援とありますけれども、この学習支援というのは教科指導ということなんですか。

○山脇座長

事務局、お願いします。

○根橋課長

事業の方向性についてはこういった形で書いておりますけれども、これからさらに検討が必要だと考えております。

○山脇座長

学習支援のところが、いわゆる教科指導まで含まれるかということですが、それは含まれるということによろしいでしょうか。その点について、何かご意見ありますか。

○丸山様

日本語支援と教科指導支援というのは別のもので、もちろん連携は取っていかねばいけないんですけども、日本語支援の中では日本語教材に出てくるもの以外の、特に教科指導ということはしていません。ここについて、将来的に例えば教育委員会との連携とか連携のような計画とか、その展望ということはあるということでしょうか。

○山脇座長

児童・生徒の日本語教育にかかわっている方で、どなたかご説明があればお願いしたいと思います。

○峯村様

私、この文言を自分なりに解釈しますと、日本語という言葉を、やはりプレスクールの内容なのかなというふうに私は受けとめました。ゼロベースで入ってくる子どもがいるんですね。本当にしゃべれない、日本の習慣もわからない、学校ってどんなところかわからないという子どもに対しては日本語だと思います。

それから学習支援ですが、今、中3の生徒たちはほとんどが高校へ進学したいんです。それがずっと小学校へおりてきまして、小学校でも学力をつけてほしいという、希望する保護者が大変多いんです。

ですから、学習支援は学力向上であるかなというふうに受けとめさせていただいたんですが、事務局の考えと一致するかどうか、ちょっとまたご検討いただきたいと思います。

○山脇座長

徳井様。

○徳井様

徳井です。昨日、実は長野市の日本語指導連絡協議会が芹田小学校で開かれたんですが、そのところで日本語指導者連絡会とか、日本語指導という中で、実はそこは小学校、中学校の先生方が一緒になって研修をやっておりますけれども、その中では、日本語指導も教

科指導も両方一緒に扱って、その日本語指導というような言い方をしております。特に中学校の先生方からは、教科の支援をどうしたらいいかというような話が出ますし、小学校では日本語の言葉の話がすごく出てくるんですね。で、日本語指導というような中で教科の指導のことも、その委員会の中では話をしております。ただこれは、何か決まった呼び方があるかどうかちょっとわかりません。学習支援といったときにこれを教科支援と取る人もいるでしょうし、日本語支援、日本語指導というふうな中で長野市の教育委員会でやっている場合は、そこで教科指導を含めた話をしておりますので、全国的に統一してこういう言い方をしましょうというのはいないような気がします。

ですので、この委員会でこういう呼び方にすると、日本語指導と書いて（注）で教科指導を含むとか、何か、そういうふうに一応入れればいいのかと思うんですけども、ちょっと意見を聞きたいと、はっきりした答えがないんですが、いろいろあります。

○山脇座長

ありがとうございました。丸山様の質問の趣旨としては、教科支援まで含めないほうがよいというご意見ですか。

○丸山様

今、実際に日本語支援に入っている人たち、ボランティアじゃない、日本語支援員は教科の支援というのはしていないと思います。これを各自治体のそういう方たちに持っていったときに、多分、どうしていいか、わからなくなっているのかなと思うんですけども。

○佐藤様

こちらは今回検討しているものは、大きな5年間の指針というものになると思います。その指針に関して言えば、より将来、どのようにあるのかというような、そういう意味では予算であったり、そういった点も大事ではあるんですけども、子どもが日本の高校をやはり卒業し、子どもによっては大学に、子どもによってはしっかり社会に出ていけるようにする意味では、教科も当然、だから必要なんですよね。

そういう意味で、ここに書いてある外国人の児童・生徒等への日本語教育の充実という、これは、私は実に妥当な重点項目だと思いますし、やはりその中での教科の支援というのは入ってくるもので、それと学習日本語の指導というのは自動的にもう教科支援になってしまいます。正確に日本語だけでいきますと、プレ教室で、どこかに集めてという岐阜の教室のような形で、岐阜の学ぶ教室のような形でもあるんですけども、学習日本語の指導は、やはり本当に日本語教師だけではできず、教科の先生方の力を借りない限りは不可能です。

そういったことも含めての、子どもの日本語教育の充実と私は捉えていましたし、今回の指針でも違和感がなかったところです。以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。では、どうぞ。

○徳井様

すみません、そうすると、やっぱり将来的に教育委員会との連携とか展望というところは避けて通れないかなと思います。

○山脇座長

そうですね、外国児童生徒の日本語教育にかかわる場合に、いわゆる学校の中でのかかわりと、それからボランティアの人たちの地域でのかかわりと両面あると思うんですけども、ここは広く、どちらも含まれていると思います。学校教育の中では基本的には教員が外国人の生徒教育を担っていくことになると思いますが、生活の日本語から学習の日本語にいかにかシフトさせていくかという部分が教員の大事な役割だと思います。そういった意味では学習支援あるいは教科支援ということは、ここにつながってくる部分ではないかと私も理解しています。

○丸山様

わかりました。

○山脇座長

もう1点、どうぞ。

○丸山様

前回の統計資料から、地域における日本語教室の実態のほとんどがボランティアによるものでした。ですので、日本語教育という視点より、多分、多文化共生の視点からの教室がほとんどだと思うんですけども、それはそれで一つのコミュニティにもなっていて、ダイバーシティなどの地域の多文化共生の面ではそれぞれ大きな役割を果たしていますし、ボランティアの方たちもそれなりにやりがいを持って取り組んでいるので、どこも高齢化という問題はあるんですが、長く継続できているところが多いように思います。

一方で日本語教育という面では、そのような地域のボランティアの日本語教室には日本語教育の専門性が少ないので、やはり行政などが積極的にかかわって体制を整える支援が必要ですが、実際に、自治体でそのような支援ができているところも、ほんの一部に過ぎないと思います。

この基本目標を絵に描いた餅で終わらせないために、やっぱり自治体が補助金とか場所の提供のみの協力ではなくて、まずは各自治体が日本語支援体制をきちんと整えるということが重要だと感じましたし、そのようなことで、この重点的に取り組む事業の方向性の中にあります日本語教室への活動支援という、本来の意味にもつながっていくんだと思います。

前回、上田市さんのほうで、公の日本語教室を立ち上げるというお話をお聞きしたんですが、私はそれがこのようなことからなるのかなと私は理解していました。そして県が養成している日本語交流員といわれる人たちが、このような教室にもかかわっていくのかなと思いました。

○山脇座長

質問ではなくて、ご意見ということでよろしいですか。

今の点については、文化庁の事業を活用した体制づくりがかかわってきますか。もしそうであれば、事務局から少しご説明をいただいてもいいですか。

○根橋国際課長

今、お話いただいた、そのとおりでございまして、上田市の方で、今回、新しい日本語教室というのはまさにこれから、私どもの方で養成をしております日本語交流員の方にも参加をいただく、または、そういった方々が活躍していただける場とつくるというような形が一つございますので、おっしゃっているとおりだと思います。

○山脇座長

ではよろしいですか。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○根橋様

連合長野の根橋でございます。

施策目標の3本はいいと思うんですが、その施策の柱のところは、多分、前提には置かれていると思うんですが、先ほども課題としてご発言もあり、現指針の課題としても盛り込まれております、多文化共生意識の醸成・啓発等々のところが、まだまだこの視点が欠けているという認識があります。この指針においては全ての皆さんに向けて、まずはそういった多文化共生意識の醸成と啓発を優先するということですか、お互いの文化や価値観の違いを認め合った上で、その人権意識を高めていくといったような視点が中心軸にあってもいいんじゃないかなというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山脇座長

私も気付いたのですが、前回、大きな柱立てで意識づくりがありましたが、今回は、この中には示されていません。やはりどこかに置いた方がいいのではないかと思います。

意識づくりということでは、世田谷区で昨年度、偏見や差別の解消をめざした条例をつくったことなどお話ししましたが、あと大阪市や川崎市では、ヘイトスピーチの問題などもあって取り組みが進んでいると思ひます。

例えば外国人が家を借りるときに入居拒否されるというのは、全国共通の課題だと思うので、やはり意識づくりとか、偏見と差別の解消ということが、一つの柱としてあってもいいのかなと私も思ひましたが、いかがでしょうか。

○根橋国際課長

私も先ほど申し上げましたとおり、多文化共生の意識づくりというのは非常に重要だと思ひうふうに思ひておひます。

この1番目の柱、多文化共生モデル地域の創出と発信、ここだけ具体的に書き過ぎてい

るものがあると思います。

というのは、多文化共生の意識づくりで、先ほど申し上げましたとおり、通常、従来型の広報をずっとしていても、なかなかこの5年間、例えばポスターを刷るですとか、そのラジオ、テレビ番組等をやるとか、それでもなかなか浸透していかないというのが実態でございました。まずは、こういったモデルをつかって、そこを、本当にこういった社会、こういった市町村、こういった地域にはできるんだと、それを核としてどんどん発信をしていくということが必要なんだろうなということで、あえて、ここは多文化共生の意識づくりとなり、意識の浸透なりといったところをこういう、極めて具体的な形に変えさせていただいているということでございますので、私共としても、多文化共生の意識づくりを軽々しく考えているということでは全くございませんので、よろしくお願いいたします。

また、今、ご指摘もちょうだいいたしましたので、その点を踏まえまして検討させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○山脇座長

ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。はいどうぞ、佐藤様。

○佐藤様

まさに今のご説明が、私が先ほどちょっとお聞きしたいと思っていた点でも、ある意味、意識づくりというものが明記はされていないかわりに、モデル地域という形で行われているということで明るい面を見せよう、そしてそういったものがうまくいっているというので意識を変えていこうという、そういうふうな意図なのかとしています。ある程度「見込みの地域」みたいなものも幾つか、もう見えていらっしゃるのでしょうか。

○根橋国際課長

佐藤先生おっしゃるように、この項目立てのところで、当然のことながら従来型の広報啓発活動というのは必要だと思っておりますので、ここにまた、ぶらさがると言いますか、具体的な事業といったところになっていけば、そういった広報啓発活動というのが出てくるというふうには今は考えてやったところなんですけれども、わかりづらいというようなお話も、今ございましたので、その辺も踏まえて、また検討させていただければと思っております。

○山脇座長

どうぞ。

○峯村様

改定の推進指針ですが、大変よくできているなというふうに、私、感じさせていただきました。

それでですね、これ向こう5年間、この方向で進むわけですね。これはモデル的なものであり理想であり、こうなったらいいなというものであるわけですが、これを出すということは、ある程度その具現できる、そういう要素も含んでいないと、これを出していく

に当たって心配になるわけですね。

これから当初予算に盛り込んで、この項目については例えばこういうことがある、こういうことの項目には、予算どりは難しいけれどもこういうことが可能かなという、具体的な施策の案がないと、これだけでここでOKを出してしまうと、独り歩きして心配かなというふうに思っています。

次回は、こういうことができるから、これは施策の柱としていけるぞというものも示していただけるとありがたいかなと思います。以上です。

#### ○山脇座長

ありがとうございました。次回は、この指針の案をもとに議論すると思いますが、そこにはこの柱だけではなくて、具体的な事業も並ぶという理解でよろしいでしょうか。

#### ○根橋国際課長

施策の柱、この方向性について、今日、ここでご議論いただいて修正をさせていただいた後に、この施策の柱に関係する主な事業の施策、そういったものをここにお示しをして、どういった指針の内容にするのかというのを、次回の検討会でまたご議論いただくというような形にしていきたいと思っています。

#### ○山脇座長

ありがとうございました。既にこの重点の方もご意見いただいているんですけども、ほかに何かご質問、ご意見がありましたら。どうぞ。

#### ○市村様

長野市の市村です。重点の下の方に国への要望ということで法制定ということを求めていくというのがあり、これはすごく大事で、今回、国の対応も法制定がない中で、結構どたばたで進めたなということが、どうしても否めなかったと思います。

その法制定に注視しながらも、またこの指針がつけられて、4年、5年後に、見直しという時期が来るかと思いますが、その中には、指針の事業の進捗度というんですか、どれくらい根差したのか、進んだのかというのを、KPIなり何りでこう検証して、もしちょっと進み具合がいま一だったぞという時は、条例化するのも一つ、手ではないかなと思います。

先ほど連携されているといった静岡県も確か条例化、多文化共生推進基本条例をつくっているとは思いますが。その中で施策の実施に必要な体制整備が努力義務なんですがあります。この多文化共生については予算措置をしなければならないとか、あと長野県ならではの市町村をまたいだ、例えば長野市と須坂市で何か日本語教室の連携協定をしたいときに、市町村間で努力する義務があると謳っておけば、非常に市町村間でも連携しやすくなる。ではうちの日本語教室に、空きがあるから来ていいよとか、あと日本語教室の先生をそちらに派遣するよとか、そういった連携もできます。条例と指針というと、条例の方が上だと思うんですね。指針というところ、もうちょっと緩い感じがするので、指針なので改定とか、小回りがきいて、そういったいい面はあると思うんですけども、そういったとこ

ろを見ながら条例化というのも、いいのではないかとはい思いました。

○山脇座長

今回はこの指針という形でいいけれども、今後、思ったように施策が進まないことがあれば、条例化も視野に入れたほうがいいのではないかとはいご意見ですね。

○市村様

はい、そうすると連携とか予算措置とか、その条例をもとにこう、ここに書いてあるからということで実施しやすくなります。法制定をいつまでも待っていても国は動かない可能性もあるわけで、そうするともう条例化というのを先んじてやっていったほうが先進的かなとは思ったんですけども。

○山脇座長

ありがとうございます。何かコメントはありますか。

○根橋国際課長

現在の指針の私どもの反省として、指針をつくった後、それを外部の方からご意見をいただくような場というのはほとんどなくて、5年間、4年間、長野県単独でいろいろやってきていて、それを外部の目にさらして、外部から評価をいただくといった部分がなかったというのは反省だと思っております。

そういった反省をもとに、ぜひ今回の指針ができた暁には、それを毎年、1回なり2回なりで結構ですけども、外部の方、外部の委員、有識者の皆様方に進捗状況をご覧をいただきながら、それについてご意見、ご指摘、ご助言を頂戴しながら次の年に向けていくというような仕組みづくりをまずやっていったらどうかというのが、私どもの今の考えでございます。その先に、もしかすると条例というのがあるのかなというような気はしておるところでございます。以上でございます。

○山脇座長

ありがとうございます。あとは最後ですね。今、国への要望というところに少し触れていただきました。こちらは第1回の会議のときにこの検討会の中から、やはり国に対する働きかけも必要ではないかというご意見があり、私もそれは個人的に同感です。その後、第2回の会議の前に、阿部知事と意見交換する場があって、そこで少しそういうアイデアもお話したところ、知事からも、ぜひ、そういった国に向けたメッセージもこの指針の中に入れてくださいというお話もあり、今回、こういう形になっています。

国への要望ということで、この基本法制定ということだけでいいのか、私は国に対していろいろ意見はあるんですけども、皆さんはいかががでしょうか。

あまりいろいろ書いても逆にインパクトがなくなってしまうので、ある程度、絞ったほうがいいのかと思います。基本法の制定の1本でいくのか、先ほど話題になった、例えば医療通訳制度も入れた方がいいのか、あと学校教育として国が最低、これだけはやってほしいということ発信した方がいいのか、もしご意見があればいただきたいと思っております。



○佐藤様

信州大学、佐藤です。先ほど峯村教育長から、学校ではどこでも日本語教育が受けられるというのがやはり予算的にも非常に厳しい。それから先ほどお話があった点、これも予算をつけた施策でしっかり裏づけがあるかというものも、やはりどうしても予算というものがこの話についてきてしまいますし、その根本のところとして国に基本法というものできちんと、各省庁に予算づけをし動くというレベルのものではないと、県にお願いしても無理なところがありまして、その点で、私はむしろ、この1本にこう書いてあるということ、この1本からやはり厚生労働省に医療通訳員に関し、文部科学省に子どもの教育、子どもへの日本語教育、子どもへの教科指導に関して、そして労働に関係している厚生労働省になりますし、法務省に対して入管制度が現状のままの在留資格でいいのか、そういったものをきっちり考えていただきたい。それは先ほど出ました、7県1市で構成している多文化共生推進協議会の場で、長野県としてこういった指針もつくり、きちんと要望していきたいということを全会一致で認めたと書いていくことは非常に大きい。やっぱり基本法が全て、それで一発で解決するわけではないですけども、やはり本当に、現場で活動していますとどうしても限界を感じます。

いろいろなところで、これは松本市にお願いしても長野県にお願いしても無理というので、今、現場で何とかやるしかないという形で対応している。ただ、それが現場でやっている方と国の方、いつになるかわからないのは確かなんですけども、この両方が進んでいかないと、疲れきって燃え尽きてしまうという、そういう危険を現場の人たちは感じるのので、私はここに1本、大きくあるというのには極めて前向きに捉えています。以上です。

○山脇座長

それでは、佐藤様としてはやはり基本法の制定に絞り込んだほうがいいというご意見ですか、ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。賛成ということで、ありがとうございます。

他にご意見ございますか。

○徳井様

賛成です。

○峯村様

国もお金がない、県もお金がない、市町村もお金がない、そういう中でどうやっていくかということだと思んですが、実は教育長に就任しまして痛い思いをしたことが幾つかあるんですが、一つはエアコン、空調設備です。上田市は16億7,700万円ほどかけまして、この夏、全学校にエアコンを入れました。普通教室です。それから管理者室は市の単独予算で入れたんですけども、16億7,700万円の予算で組んだんですけども、国からの補助金は3億円に満たないんです。

それからもう一つ、私も担当ではないのでいろいろ言えないんですけども、この10月から保育料の無料化が行われますが、国からの補助の措置はたった1年だけ、その後は、

市町村で見なさいと、そういうルールです。でかい花火は打ち上げてくれるんですが、その後始末はみんな市町村がやる。これは本当に厳しいですので、やはり予算的措置というのは、県も市町村も納得できるような予算措置を講じてもらいたいというのが願いであります。以上です。

○山脇座長

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

今日、まだご発言がない方が少しいらっしゃると思いますけれども、よろしいですか。春原様、いかがですか。

○春原様

予算化ということは非常に重要で、ただ文字にして書いておけば終わりというのではなくて、裏づけはやっぱり現場として必要です。

○山脇座長

ありがとうございます。君島様はいかがですか。

○君島様

この2つの重点の中の、外国人児童生徒等の日本語教育の充実なんですけど、この日本語学習支援者の育成と活躍の場の拡大、外国籍の子どもの日本語教育にかかわる日本語指導者の育成で、以前、長野市で日本語指導員としての経験があり、学校の先生と一緒に研修に参加させていただいていました。外国籍の日本語指導員がついていけないところがあります。ですので、途中で諦めてしまうというか、やっぱりその日本語能力もそこまで高いというわけでもない日本語指導員が、途中で挫折してしまっただけで辞めてしまいます。

犠牲になっていくのは、その児童生徒です。

○山脇座長

よろしいですか。では一言だけ。

○徳井様

君島様からの、重要なご示唆だったと思います。外国籍のサポーターの方、こういった方に今後ぜひ、もっと活躍していただきたいなと思っています。

確かに、今、おっしゃったのは日本語指導者の連絡会の中での経験だと思うんですけども、そういった外国籍、本人が外国籍であるサポーターの方というのは学校現場だけではなくて、相談員としても活躍されていますし、今後もぜひ、長野県だけではないんですけど、当事者の気持ちとかもすぐわかる立場だと思いますし、活躍していただきたいと思っています。

これをどこに入れるとか、ちょっとそういうことで言うと、いろいろ散らばってくると思うんですね、情報の多言語化とか相談体制の充実とか、この日本語教室の充実のところにもそれぞれ入ってくると思うんですけども、日本人が支援するだけではなくて、今、

君島様のおっしゃったように本人が外国籍、外国につながる方でサポーターの方もふえていらっしやいますので、今後も活躍していただきたいなと思っています。

○山脇座長

よろしいですか。最後に水本様、もしよろしければ。

○水本様

コミュニケーションを重点に、地域における日本語教育の充実、これを載せていただきまして非常にありがたいと思います。

実は企業で個々に外国人を採用した場合に、日本語を教えるというのはなかなか難しい場面がございます。現実には、やはり先輩の外国人の方が日本人と通訳を兼ねるようなケースがほとんどですので、そういう意味では、この地域における日本語教育の機会が非常に充実してくると、企業経営としても非常に有難いなと思っています。

あと一つ、ここに外国人に対して日本語教育ばかりなんですけれども、日本人の外国語の習得についても逆に触れなくていいのかなど、素朴な疑問があります。昨日の会議でもベトナム人は英語が全然しゃべれないというようなこともありまして、英語がいいのか、多言語がいっぱいあるものですから、どれがいいのかというのはありますけれども、やはり日本人も外国人から取り入れるといいですか、気持ちをわかるような努力も必要ではないかなという気がしております。以上です。

○山脇座長

どうもありがとうございました。

それでは、終了の時間が近づいてまいりましたので、これをもちまして（3）方向性の案についての審議を終えたいと思います。

本日、いろいろ皆様から貴重なご意見をいただきましたので、それらを踏まえて、事務局とこの新たな指針の案を用意いたしまして、次回、最終会に臨みたいと思います。できるだけ事前に案を作成して、皆様にメールでお送りした上で、会議に臨めればと思っています。

それでは、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。それでは、事務局にお返しいたします。

### 3 閉 会

○事務局

山脇座長、ありがとうございました。

事務局からはないようですので、本日の議事は以上で終了になります。次回につきましては、11月下旬となっております。皆様、お忙しいこととは存じますけれども、またよろしく願いいたします。

本日は長時間にわたり、熱心にご議論をいただきましてまことにありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。ありがとうございます。